茨木市介護保険料口座振替制度実施要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、茨木市介護保険料の口座振替制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

（取扱金融機関）

第２　取扱金融機関は、茨木市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関のうち、茨木市介護保険料の口座振替に関する契約を締結している金融機関（以下「金融機関」という。）とする。

（指定預金口座）

第３　口座振替をすることができる預金は、普通預金又は当座預金のうち納付義務者（以下「納付者」という。）が指定した１口座とする。

（対象者）

第４　口座振替の方法で納付できる者は、金融機関に口座を有する者で、当該金融機関の承認を得たものとする。

（口座振替依頼書による申込手続）

第５　口座振替を希望する納付者は、茨木市介護保険料預金口座振替依頼書（兼解約（廃止）届）・自動払込利用申込書（様式第１号Ａ・Ｂ・Ｃ。以下それぞれ「依頼書（Ａ）・（Ｂ）・（Ｃ）」という。）を金融機関又は茨木市介護保険課のいずれかへ提出しなければならない。

２　金融機関は、依頼書の提出を受けたときは、記載事項及び当該納付者の指定預金口座を確認後、承認するものについては受付して、依頼書（Ａ）は金融機関で保管し、依頼書（Ｂ）には承認印を押印の上、依頼書（Ｂ）を茨木市介護保険課へ送付し、依頼書（Ｃ）を納付者に交付する。

３　茨木市介護保険課は、金融機関から依頼書（Ｂ）の送付を受けたときは、記載事項を確認し、受付印を押印の上、口座振替の取扱年月を記入して依頼書（Ｂ）を保管する。この場合において、納付者へは、口座振替を開始する時期について通知する文書を送付する。

４　茨木市介護保険課は、依頼書の提出を受けたときは、記載事項を確認後、受付して依頼書（Ａ）・（Ｂ）を金融機関へ送付し、依頼書（Ｃ）を納付者に交付する。

５　金融機関は、茨木市介護保険課から依頼書（Ａ）・（Ｂ）の送付を受けたときは、当該納付者の指定預金口座を確認後、承認するものについては受付して、依頼書（Ａ）は、金融機関で保管し、依頼書（Ｂ）には承認印を押印の上、依頼書（Ｂ）を茨木市介護保険課へ送付する。

６　第３項の規定は、茨木市介護保険課が依頼書の提出を受け、金融機関から依頼書（Ｂ）が送付されたときについて準用する。

（口座振替請求データの送付等）

第６　茨木市介護保険課は、口座振替に必要な情報を市が委託する事業者（以下「伝送処理委託業者」という。）を介して金融機関との協議によって定める日までに電気通信回線を通して伝送する方式（以下「データ伝送方式」という。）により行うものとする。

２　茨木市介護保険課は、介護保険料の口座振替請求データ（以下「請求データ」という。）を作成し、伝送処理委託業者へ茨木市介護保険料口座振替請求データ送付連絡票（様式第２号）とともに、６営業日前までに送信するものとする。

３　伝送処理委託業者は、前項の規定により市が送信した請求データを受信したときは、金融機関別の請求データを作成し、金融機関へ口座振替連絡票とともに、４営業日前までに送信するものとする。

４　システム障害等によりデータ伝送方式が行えない場合は、茨木市介護保険課、伝送処理委託業者又は金融機関で協議の上、電磁式記憶媒体など代替の方式にて行うものとする。

（振替日）

第７　口座振替を行う日（以下「振替日」という。）は、介護保険料の当該納期限に該当する日とする。ただし、振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とする。

（振替納付手続）

第８　金融機関は、振替日に納付者が指定した預金口座から請求データに記録した金額を引き出し、茨木市に納付する。

２　金融機関は、振替納付の手続完了後、茨木市介護保険料口座振替済報告書（様式第３号）を取りまとめ店を経由して茨木市介護保険課へ振替日の翌日から３営業日以内に送付するものとする。

（口座振替結果データの送付等）

第９　金融機関は、振替納付の手続完了後、口座振替結果データを作成し、振替日の２営業日以内に伝送処理委託業者へ送信する。

２　伝送処理委託業者は、金融機関から受信した口座振替結果データを統合し、必要事項を記載した振替結果一覧表及び不能結果一覧表とともに、市へ振替日後３営業日以内に送信するものとする。

３　システム障害等によりデータ伝送方式が行えない場合は、第６第４項の規定を準用する。

（振替不能の取扱い）

第10　金融機関は、振替日に指定預金口座の預金不足等により口座振替が不能となったときは、請求データに振替不能の理由を記録するものとする。

２　茨木市介護保険課は、口座振替ができなかった振替不能分について、直接納付義務者へ介護保険料督促状で督促する。

（解約手続）

第11　口座振替を依頼した納付者は、解約をするときは、依頼書（A）・（B）・（C）を金融機関又は茨木市介護保険課のいずれかへ提出しなければならない。

２　第５第２項から第６項までの規定は、口座振替の解約について準用する。

（資格喪失者等の取扱い）

第12　資格喪失等の理由により口座振替による納付の必要がなくなった場合は、当該納付者に係る請求データを金融機関に送付しないものとする。

（取扱手数料の請求）

第13　口座振替収納の取扱手数料は、金融機関と協議の上、茨木市において負担するものとし、金融機関から送付される茨木市介護保険料口座振替済報告書兼手数料請求書（様式第４号）に基づき支払うものとする。

（機密保護の義務）

第14　茨木市介護保険課は、口座振替による介護保険料の収納事務に係る情報を金融機関に引き渡す場合は、茨木市個人情報保護条例（平成18年茨木市条例第36号）の規定に基づき、当該口座振替の事務を執行するために必要であり、かつ最小限のものに限定するものとする。

２　金融機関及び伝送処理委託業者は、口座振替の事務に関し、知り得た個人情報の秘密保持、目的外利用及び外部提供の禁止、事故発生時における報告義務を厳守するものとする。

（株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う口座振替）

第15　株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う口座振替については、この要綱の規定中「金融機関」とあるのは「株式会社ゆうちょ銀行」と、「口座振替」とあるのは「自動払込」と、「預金」とあるのは「貯金」と、「普通預金」及び「当座預金」とあるのは「通常貯金」とする。

（その他）

第16　この要綱に定めるもののほか、口座振替の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成12年10月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成15年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱実施の際、この要綱による改正前の茨木市介護保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成19年４月１日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市介護保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成20年４月１日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成23年４月１日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成28年４月１日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成30年４月１日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和元年５月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱による改正前の茨木市介護保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱による改正前の茨木市介護保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和３年12月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱による改正前の茨木市介護保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

３　この要綱実施の際、この要綱による改正前の茨木市介護保険料口座振替制度実施要綱による令和３年度茨木市介護保険料第８期分の口座振替については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和３年11月26日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和４年１月４日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱による改正前の茨木市介護保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附　則

（実施期日）

この要綱は、令和７年10月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、令和８年４月１日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱による改正前の茨木市介護保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

（様式第1号 A）

取扱金融機関
ゆうちょ銀行　御中

茨木市
市税
国民健康保険料
後期高齢者医療保険料
介護保険料
保育所等利用者負担額
学童保育室利用料
水道料金・下水道等使用料

預金口座振替依頼書
（兼 解約(廃止)届）(ゆうちょ銀行を除く)
自動払込利用申込書

本書のとおり、私名義の預金（貯金）口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定（ゆうちょ銀行を除く）を承認のうえ申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。また、茨木市への当依頼書（申込書）の送付は、私に代わって貴行からお願いします。

太線枠内に必要事項を記入し、該当する項目に○印をつけてください。

納税義務者 納付義務者 保護者 水道使用者	住所	（〒　　－　　）	申込日	年　月　日
	氏名	フリガナ （明・大・昭・平・西暦　　年　月　日生）	電話	

※廃止はゆうちょ銀行を除く

区分	種目	主体番号	振替(払込)方法	振替(払込)開始(廃止)時期
①新規 ②解約 （ゆうちょ銀行を除く）	市税 ○ 軽自動車税		全期	年度から
	市税 ○ 固定・都計税		全期・期別	年度　期分から
	市税 ○ 市・府民税		全期・期別	年度　期分から
	○ 国民健康保険料	被保険者番号 茨国	全期・期別	担当課から後日通知します
	○ 後期高齢者医療保険料	被保険者番号	期別	担当課から後日通知します
	○ 介護保険料（65歳以上のかた）	被保険者番号 0 0 0	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 保育所等利用者負担額	・公立教育・保育施設の利用者負担額（公立認定こども園を除く）及び延長保育料、主食費用・副食費用、給食費用、おやつ代等の合計額 ・私立保育所の利用者負担額 上記の内容が、下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 学童保育室利用料	基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 水道料金 下水道等使用料	使用者番号 －－－－－－－－－－－－	振替指定日は検針日を基準として市が指定する日とします。	

ゆうちょ銀行以外の金融機関

銀行 / 信金・信組 / 労金・農協　　本店 / 支店 / 支所 / 出張所

金融機関コード　　支店コード

預金の種類：普通①　当座②　納税準備③

口座番号（右づめで記入）

ゆうちょ銀行

種別	種目コード	契約種別コード	払込先口座番号
市税	166	35	00960－2－960146
国保		28	00990－8－960539
後期		28	00960－6－960706
介護		28	00920－8－960581
保育		30	00990－8－960335
学童		33	00990－6－960822

払込先加入者	茨木市会計管理者
種別 水道 / 種目コード 166 / 契約種別コード 22	茨木市水道事業管理者 00960－7－38785
金融コード 9900	通帳記号（※欄は通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。）※
	通帳番号（右づめでご記入ください。）

フリガナ		納税義務者等との関係	電話番号	届出印
口座名義人		本人・配偶者・子・親・その他（　　）		
口座名義人住所				

2枚目にも押印

取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く）使用欄

検印	印鑑照合	受付

（ゆうちょ銀行を除く）

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

日附印

（取扱金融機関保管）

(様式第1号B)

茨木市長
(申込先) 茨木市水道事業管理者

茨木市

市税
国民健康保険料
後期高齢者医療保険料
介護保険料
保育所等利用者負担額
学童保育室利用料
水道料金・下水道等使用料

預金口座振替依頼書
(兼解約(廃止)届)(ゆうちょ銀行を除く)
自動払込受付通知書

本書のとおり、私名義の預金（貯金）口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定（ゆうちょ銀行を除く）を承認のうえ申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。

納税義務者 納税義務者 保護者 水道使用者	住所	(〒　　－　　)	申込日	年　月　日
	氏名	フリガナ (明・大・昭・平・西暦　　年　月　日生)	電話	

主体番号

※廃止はゆうちょ銀行を除く

区分	種目	主体番号	振替(払込)方法	振替(払込)開始(廃止)時期
①新規 ②解約 (ゆうちょ銀行を除く)	市税 ㊹ 軽自動車税		1	年度から
	市税 ㊺ 固定・都計税		1・2	年度　期分から
	市税 ㊶ 市・府民税		1・2	年度　期分から
	○ 国民健康保険料	被保険者番号 茨国	全期・期別	担当課から後日通知します
	○ 後期高齢者医療保険料	被保険者番号	期別	担当課から後日通知します
	○ 介護保険料 (65歳以上のかた)	被保険者番号 0 0 0	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 保育所等利用者負担額	・公立教育・保育施設の利用者負担額（公立認定こども園を除く）及び延長保育料、主食費用・副食費用、給食費用、おやつ代等の合計額 ・私立保育所の利用者負担額 上記の内容が、下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 学童保育室利用料	基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 水道料金 下水道等使用料	使用者番号 －	振替指定日は納付日を基準として市が指定する日とします。	

ゆうちょ銀行以外の金融機関

銀行
信金・信組
労金・農協

本店
支店
支所
出張所

金融機関コード　　支店コード

預金の種類：普通①　当座②　納税準備③

口座番号（右づめで記入）

ゆうちょ銀行

種別	種目コード	契約種別コード	払込先口座番号
市税	166	35	00960－2－960146
国保		28	00990－8－960539
後期		28	00960－6－960706
介護		28	00920－8－960581
保育		30	00990－8－960335
学童		33	00990－6－960822
	払込先加入者		茨木市会計管理者
種別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者
水道	166	22	00960－7－38785
金融コード	通帳記号（※欄は通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。）		通帳番号（右づめでご記入ください。）
9900	※		

フリガナ		納税義務者等との関係	電話番号	届出印
口座名義人		本人・配偶者・子・親・その他（　　）		
口座名義人住所				

当店に上記預金(貯金)口座名義人の預金(貯金)があることを確認し、本書を承認しました。(ゆうちょ銀行を除く)

年　月　日

取扱金融機関

承認印

市税	国保	後期	介護	保育	学童	日附印
水道	通知日	入力日	確認印	整理番号		

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。（金融機関→茨木市保管）

（様式第1号Ｃ）

取扱金融機関
ゆうちょ銀行　御中

茨木市
市税
国民健康保険料
後期高齢者医療保険料
介護保険料
保育所等利用者負担額
学童保育室利用料
水道料金・下水道等使用料

預金口座振替依頼書
（兼 解約(廃止)届）(ゆうちょ銀行を除く)
自動払込利用申込書
（お客様控）

本書のとおり、私名義の預金（貯金）口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定（ゆうちょ銀行を除く）を承認のうえ申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。また、茨木市への当依頼書（申込書）の送付は、私に代わって責任からお願いします。

太線枠内に必要事項を記入し、該当する項目に○印をつけてください。

納税義務者 / 納付義務者 / 保護者 / 水道使用者	住所	（〒　　－　　）	申込日	年　月　日
	氏名	フリガナ （明・大・昭・平・西暦　　年　月　日生）	電話	

※廃止はゆうちょ銀行を除く

区分	種目		主体番号	振替(払込)方法	振替(払込)開始(廃止)時期
①新規 ②解約（ゆうちょ銀行を除く）	市税	○ 軽自動車税		全期	年度から
		○ 固定・都計税		全期・期別	年度　期分から
		○ 市・府民税		全期・期別	年度　期分から
	○ 国民健康保険料		被保険者番号 茨国	全期・期別	担当課から後日通知します
	○ 後期高齢者医療保険料		被保険者番号	期別	担当課から後日通知します
	○ 介護保険料（65歳以上のかた）		被保険者番号 ０００	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 保育所等利用者負担額		・公立教育・保育施設の利用者負担額（公立認定こども園を除く）及び延長保育料、主食費用・副食費用、給食費用、おやつ代等の合計額 ・私立保育所の利用者負担額 上記の内容が、下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 学童保育室利用料		基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 水道料金 下水道等使用料		使用者番号 －	振替指定日は検針日を基準として市が指定する日とします。	

ゆうちょ銀行以外の金融機関

銀行 / 信金・信組 / 労金・農協　　本店 / 支店 / 支所 / 出張所

金融機関コード		支店コード	
預金の種類			口座番号（右づめで記入）
普通①　当座②　納税準備③			

ゆうちょ銀行

種別	種目コード	契約種別コード	払込先口座番号
市税	166	35	00960－2－960146
国保		28	00990－8－960539
後期		28	00960－6－960706
介護		28	00920－8－960581
保育		30	00990－8－960335
学童		33	00990－6－960822
払込先加入者			茨木市会計管理者
種別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者
水道	166	22	00960－7－38785
金融コード	通帳記号（※欄は通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。）		通帳番号（右づめでご記入ください。）
9900	※		

フリガナ		納税義務者等との関係	電話番号
口座名義人		本人・配偶者・子・親・その他（　　）	
口座名義人住所			

市・金融機関（ゆうちょ銀行を除く）受付日

年　月　日

日附印

（ご本人保管）

市・取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く）　使用欄

裏面の約定事項（ゆうちょ銀行を除く）をご確認ください。
※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

様式第２号

茨木市介護保険料 口座振替 自動払込 請求データ送付連絡票

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 様

茨木市福祉部介護保険課

口座振替
茨木市介護保険料　　請求データを下記のとおり送付します。
自動払込

	振 替 日	年　月　日
納 付 の 種 類	茨 木 市 介 護 保 険 料	
振替請求　（A）	件	
	円	

委託事業者保管

様式第３号

茨木市介護保険料 口座振替 自動払込 済報告書

年　　月　　日

（報告先）茨木市会計管理者

取りまとめ店（局）
所　在　地
（金融機関）
店（局）名
支店(局)長名

店（局）名

支店長印

茨木市介護保険料 口座振替 自動払込 納付の振替日における納付状況を下記のとおり報告します。

振替日	年　月　日

納付の種類	1.データ伝送　2.その他（　　）	
	茨木市介護保険料	
振替（払込）依頼（A）	件	
	円	
振替（払込）不能（B）	件	
	円	
振替（払込）済（A）－（B）	件	
	円	
振替(払込)手数料	件	
	円	

（手数料は消費税を含む。）

（市→取りまとめ店→指定金融機関→市会計室）
（市→郵便局→市会計室）（郵便局の場合）

会計室保管

様式第４号

茨木市介護保険料 口座振替 自動払込 済報告書兼手数料請求書

年　　月　　日

（報告先）茨 木 市 長

取りまとめ店（局）
所　在　地　　店
（金融機関）　　（局）
店（局）名　　名
支店(局)長名　　支店長印

茨木市介護保険料 口座振替 自動払込 納付の振替日における納付状況を下記のとおり報告します。

なお、兼ねて口座振替取扱手数料等を請求いたします。

	振替日	年　月　日
納付の種類	1.データ伝送　2.その他（　　）	
	茨木市介護保険料	
振替（払込）依頼（A）	件	
	円	
振替（払込）不能（B）	件	
	円	
振替（払込）　済（A）－（B）	件	
	円	
振替(払込)手数料	件	
	円	

（手数料は消費税を含む。）

（市→取りまとめ店（局）→市　　課）

課保管